

## 仕 様 書

- 1 件 名 撤去した自転車の有価物売却
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 搬出場所 昭島市自転車等保管所  
住所：昭島市宮沢町472-9
- 4 予定数量 277台/年（直近3年の平均）
- 5 搬出日 自転車の引渡しは、原則月1回として発注者の指定した日時に立会いのもと引取るものとする。
- 6 業務内容 (1) 受注者は、昭島市自転車等の放置防止等に関する条例（平成3年昭島市条例第27号）第12条第1項及び第4項の規定に基づき、撤去後保管し、60日間引き取りがない自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」）のうち、破損等により安全で適正な利用ができないと判断した自転車等について、かごの中に入れられているものやヘルメットなどの付属物等含めて、すべて引き取るものとする。  
(2) 自転車等の売却を受けたときは、撤去自転車引取書を提出するものとする。なお、提出先は交通対策課交通対策係とする。  
(3) 搬出に伴う機材等は、すべて受注者の負担とする。  
(4) 売却を受けた自転車等及び部品について第三者から異議の申立て等があったときは、受注者が責任をもって解決するものとする。
- 7 納入期限 代金は、発注者の発行する納入通知書により、発行日から14日以内に納入すること。
- 8 資格等 (1) 令和8年3月1日現在、東京電子自治体共同運営サービスにおいて昭島市に登録があり、かつ営業種目『不用品買受』の登録があること。  
(2) 古物商許可証を有する者であり、契約期間中の有効期限を満たすこと。  
(3) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、昭島市又は国若しくは他の地方公共団体と、予定数量が年間250台以上の撤去自転車の有価物売却契約を1件以上締結した者。  
(4) 受注者は上記(1)から(3)を証明する書類（写し）を提出すること。
- 9 その他 (1) 契約期間中に起きた損害、人身及び物損事故並びに災害による事故は受注者の責任とする。

- (2) 本契約の履行に当たり知り得た事柄について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。
- (3) 他の業務に支障をきたす場合等で発注者の指示又は注意に従わない場合、または不正行為等が発覚した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 41 年法律 137 号）を遵守すること。
- (5) 本契約以外の有価物等を搬出することはできない。
- (6) 受注者は、業務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。
- (9) その他、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書に疑義を生じた時は、発注者と協議するものとする。